

記 録

令 和 8 年 3 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和8年3月27日（金）

記 録

令和8年3月農業委員会定例総会議事録

令和8年3月農業委員会定例総会を令和8年3月27日（金）午後3時00分から日向市役所4階 委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
6番	山本孝志	7番	海野善文
8番	鈴野浅夫	9番	治田健
10番	松木親則	11番	山本恵子
12番	黒木耕作	13番	池田慶子
14番	新名浩		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
20番	田代百合子	21番	河野美紀
22番	黒木博	23番	海野茂実
24番	伊東松実	25番	溝口一文
26番	黒木藤市	27番	黒木敬治
28番	黒木豊喜	29番	山口佐知男
30番	児玉克朗		

欠席委員（1名）

5番 平野直樹

事務局出席者

事務局 長	寺原君保	事務局 長 補 佐	柏田高宏
主任 主 事	黒木信介	主任 主 事	井本 彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

7番 海野善文

8番 鈴野淺夫

日程第2

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用
集積等促進計画について

議案第18号 非農地証明願いについて

議案第19号 農地のあっせん申出について

議案第20号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第13号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

7 番

8 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 8 年日向市農業委員会 3 月定例総会を開会します。
 日程第 1 議事録署名委員については、7 番海野善文委員、8 番鈴野浅夫委員を指名します。よろしくお願ひします。
 次に、日程第 2 議案審議に入ります。
 最初に、議案第 1 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 9、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 3 0 9 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は茶を作付けされると伺っています。
 受付番号 1 0、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 7 4 1 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は米を作付けされると伺っています。
 受付番号 1 1、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 1 9 0 m²です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は露地野菜を作付けされると伺っています。
 受付番号 1 2、土地の所在地は東郷町山陰、田 4 筆、畑 4 筆で 3, 9 8 9 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は米及び果樹を栽培されると伺っています。
 受付番号 1 3、土地の所在地は平岩、田が 2 筆で 3 1 2 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は果樹を栽培されると伺っています。
 全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
 以上 5 件、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 番号 9 担当の 1 7 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 7 番委員 1 7 番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号 1 0 担当の 1 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 5 番委員 1 5 番委員です。2 2 日に譲受人とお話をしまして、確認をしました。特に問題ありません。

議長 次に、番号 1 1 担当及び番号 1 2 担当の 2 3 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 3 番委員 2 3 番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号 1 3 担当の 3 0 番委員から補足があれば説明をお願いします。

3 0 番委員 3 0 番委員です。特にありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。
 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

事務局 (全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 1 4 号については許可す

記 録

- 議長 することに決定します。
次に、議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号5、土地の所在地は東郷町八重原、田が4筆、畑8筆で9,987㎡です。転用目的は植林で議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。申請人にお話しを伺ったところ、50年ほど前に申請人の亡き父が農地法の申請が必要なことを知らずに植林してしまったということで、顛末書も提出されています。周囲は山林化しているため、周辺農地への影響はありません。また、既に転用されているため新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないため、立地基準も満たしていると考えられます。
受付番号6、土地の所在地は東郷町山陰、田が1筆、畑が3筆で1,167㎡です。転用目的は植林、農業用倉庫、庭用地で議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。申請人にお話しを伺ったところ、農地法の申請が必要なことを知らずに当時の所有者が50年以上前に転用してしまっていたということで、始末書も提出されています。周囲は宅地及び山林化しているため、周辺農地への影響はありません。また、既に転用されているため新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないため、立地基準も満たしていると考えられます。
以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 番号5担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 24番委員 24番委員です。現地確認をいたしました。別に問題ありません。
- 議長 番号6担当の23番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 23番委員 23番委員です。25日に現地調査をしております。説明のあったとおりで特に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件につきまして、質問、ご意見等はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号については承認することに決定します。
次に、議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号4、土地の所在地は富高、田が2筆で1,023㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は埋却地です。埋却地として確保しますが、必要となるまでは現状のまま管理される予定です。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的が農業用施設用地であるため立地基準も満たしていると考えられます。
受付番号5、土地の所在地は平岩、畑が1筆で606㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は農業用倉庫です。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的が農業用施設用地であるため立地基準も満たしていると考えられます。

記 録

- 以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 番号4担当の18番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 18番委員 18番委員です。事務局の説明のとおり、問題ございません。
- 議長 次に、番号5担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 30番委員 30番委員です。譲受人は専業農家として、別に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等
はございませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号については承認す
ることに決定します。
次に、議案第17号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の
規定による農用地利用集積等促進計画についてについてであります。事務局か
ら説明をお願いします。
- 事務局 番号13、土地の所在地は塩見、畑が1筆で1,493㎡です。新規での使
用貸借権の設定で、期間は令和8年5月1日から5年、飼料作を作付けされ
ると伺っています。
番号14、土地の所在地は東郷町下三ヶ、畑が2筆で1,859㎡です。新
規での貸借権の設定で、期間は令和8年5月1日から15年3ヶ月で果樹を
作付けされると伺っています。
番号15、土地の所在地は平岩、田が2筆で3,261㎡です。配分のみの
設定で、期間は令和8年5月1日から7年4ヶ月です。米を作付けされると伺
っています。
以上3件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませ
んか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第17号については承認す
ることに決定します。
次に、議案第18号非農地証明願いについてであります。事務局から説明を
お願いします。
- 事務局 受付番号3、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で618㎡です。申請地は
原野となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも
農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号4、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で83㎡です。申請地は原
野となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農
地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号5、土地の所在地は東郷町山陰、田16筆、畑8筆で7,059㎡

記 録

- 事務局 　　です。申請地は山林及び原野となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
　　以上3件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 　　番号3及び番号4担当の21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 21番委員 　　21番委員です。問題ありません。
- 議長 　　番号5担当の23番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 23番委員 　　23番委員です。25日に現地調査に行きました。坪谷川沿いにある水田、それから、山林の間にある農地ということで、申請どおり農地として機能しないということでかなり放棄されていました。以上です。
- 議長 　　事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。
　　特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号については証明書を交付することに決定します。
　　次に、議案第19号農地のあっせん申出についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 　　受付番号3、土地の所在地は塩見、畑が4筆で2,250㎡です。申出人より貸したい、売りたいということであっせんの申出がありました。
　　以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 　　ここで、農地部会長から報告をお願いします。
- 農地部会長 　　農地部会より報告します。先日、話し合いをした結果、あっせんを受けるということで、10番委員の私と、26番委員の黒木委員にあっせん委員になってもらうということでまとまりました。
　　以上です。
- 議長 　　事務局から説明があり、また、農地部会長から報告のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。
　　特にないようですので、お諮りします。あっせんの申出を承諾し、10番松木親則委員、26番黒木藤市委員をあっせん委員とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号については、農地のあっせんに取り組むことに決定します。あっせん委員にはご苦労ですが、よろしくをお願いします。
　　最後に、議案第20号令和8年度最適化活動の目標の設定等についてであります。事務局から説明をお願いします。

記 録

- 事務局 おおむね例年どおりの計画を設定させていただいております。34ページと35ページの細かい数値などは、現在実施している調査の結果から変更する可能性があります。36ページに最適化活動の活動目標を記載しています。来年度は改選がありますが、これまで同様、活動日数は月7日、活動を行う委員は推進委員としています。活動強化月間につきましても、これまでと同様の目標を記載しています。
- 以上、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。
- 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号については原案のとおりとします。
- 以上をもちまして、議案の審議を終了します。
- 続きまして、報告第10号から13号までについて、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 最初に、報告第10号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書37ページから42ページまでです。
- 届出件数は7件、土地は田4筆、畑8筆で面積は3,396㎡です。
- 転用目的につきましては、個人住宅等であります。
- 次に、報告第11号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書別紙43ページから52ページまでです。
- 通知件数は12件、耕作者が見つからないなどの理由による合意解約であり、土地は田48筆、畑1筆で面積は30,761㎡であります。
- 次に、報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。
- 議案書53ページから55ページまでです。
- 届出件数は1件、所有権の相続であり、土地は田10筆、畑1筆で面積は3,074㎡であります。
- 以上、報告第10号から報告第12号について、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。
- 最後に、報告第13号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書56ページから58ページまでです。
- 令和8年1月の定例総会で可決した第4条申請1件及び農地法第5条2件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。
- 以上となります。
- 議長 事務局長からの報告案件について、質問、ご意見等はございませんか。
- 特にないようですので、報告案件を終了します。
- 以上をもちまして、令和8年日向市農業委員会3月定例総会を閉会します。